

商品類型 No. 152 「テレビ Version1.0」 (認定基準公表案) への意見と回答

No.	意見箇所	意見内容	回答
1	4-1-1 省資源と資源循環 (4) 製品設計チェックリスト 別表 1 M1、M4、M10	<p>M1 小型化およびデザイン性の要求にて一部金属インサート成型を使用することがあります。</p> <p>M4 ポータブル TV では全方位においてデザイン性を要求されます。テレビでは前面・側面については材料表示を省略できているが、ポータブル TV については後面、底面についても使用者の視野に入る部分であるため全方位が省略の対象となるかと思えます。</p> <p>M10 ポータブル TV では全方位においてデザイン性を要求されます。プラスチック部品へのネジ位置表示をすることにより、デザイン性が損なわれることがあります。(たとえ表示が印刷ではなく凹凸表示であった場合も感触含め損なわれることがあります。</p> <p>以上の観点から、蓄電池式の TV または AC アダプター式の小型 TV については上記基準については除外することでデザイン性の達成とエコマーク基準の両立が可能となります。</p> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブル TV など小型・携帯を意図した商品においてはデザイン性を要求されます。</li> <li>蓄電池式の TV については家電リサイクル法にて対象外となっております。(エコマーク基準の一部にはリサイクル法を参考としたものも含まれていると思えます。)</li> </ul> <p>上記背景により幾つかの点で、今後においても基準に適用できず、エコマークの使用ができない可能性があります。</p>	<p>15V 型以下のテレビは、持ち運びを前提とするものや防水性能などの機能が要求されるものがあります。</p> <p>M1 については、小型化、転倒防止、強度維持の観点からスタンド部に金属インサート成型部品が使用されることがあるため、15V 型以下のテレビに限り適用除外を設けることにします。</p> <p>M4 については、No. 2 にまとめて記載します。</p> <p>M10 については、デザイン上の理由はポータブルタイプのテレビでなくてもいろいろな項目で制約があると考えます。エコとデザイン性が相反するものではありませんが、技術的には表示が可能と考えられますので、原案通りとします。</p>
2	4-1-1 省資源と資源循環 (4) 製品設計チェックリスト 別表 1 M4	<p>海外を含む外部調達部品モジュールには、ID 管理のためのバーコード等のシールが貼られていることが多く見受けられます。これらへの材質表示を最終の製造事業者側からコントロールするのは難しいのが現状です。</p> <p>例えば、海外では紙材質を示す「-P-」のような表示基準が無いため、表示すること自体が問題となる可能性もあります。</p> <p>部品メーカー側では日本向けとそれ以外向けの二重管理のコスト増加を避けるため、拒否される場合があります。テレビ製造事業者側でも日本向けと海外向けで別部品として管理するため、「S1」項目で要求される部品の共通化にも逆行します。よって外部調達部品については除外することを提案します。</p>	<p>No. 2~4 でご意見をいただいた筐体部品に貼付されるラベル・シール類としては、銘板、AV ケーブル等の入出力基板、シリアル番号、バーコード、操作ボタン、または製造年の表示等があります。近年では、外部調達品(他社で設計された部品をそのまま製品に組み込むもの)が多く、シリアル番号やバーコードラベル等を表示するスペースに制限があるとともに、外部調達品においては自社の規格に対応して作り分けることが難しい現実にあります。</p> <p>そこで、本体背面部のうち、ラベルサイズが比較的大きな銘板と AV ケーブル等の入出力基板の表示ラベル類については、プラスチック製・紙製に係わらず材質表示を行うこととし、それ以外のラベルについては S2 に「実現が望ましい項目」に設定することとします。</p> <p>なお、紙ラベルはシリアル番号やバーコードラベルに使用されている例が多く見受けられます。</p>
3	4-1-1 省資源と資源循環 (4) 製品設計チェックリスト 別表 1 M4	<p>スペースの関係でサイズが限定されるラベル・シールについては材質表示できない場合があるため、小さいサイズのラベル・シールについては除外すべきと考えます。</p>	<p>サイズが小さいラベル・シール類に材質表示を行ってもリサイクル工程では視認性が低く活用されにくいと想定されるため、上記 3 のとおり、対象を限定します。</p>
4	4-1-1 省資源と資源循環 (4) 製品設計チェックリスト 別表 1 M4	<p>複合素材のラベル・シールの材質表示に関する基準・きまりが無く、単一素材として材質表示をするのが非常に難しい場合があります。家電製品協会の「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」にも記載がありません。</p> <p>例えば、ユボ紙に代表される「合成紙」と呼ばれるものです。</p> <p>単純に表面をラミネートした紙ラベルのような構成では無く、呼称に「紙」とあるものの、紙に似た特性を持っているというだけで、素材が複数の樹脂フィルムの積層であったり、樹脂フィルムに印刷が乗るように加工または別素材を塗工してあったり、パルプを混ぜたり、風味を出すために表面だけにパルプ繊維を付着させてあったりと様々な材料を組み合わせたものです。</p>	<p>ご指摘の通り、ガイドラインには複合素材を想定した記述はありませんが、高品位なリサイクル推進するためには材質表示をすることが望ましいと考えられます。材質表示としては、ラベル等に使用する素材の多い順に 2 種類程度を表示することが考えられます。</p>

No.	意見箇所	意見内容	回答
		上記の例からもわかる通り、ラベルの材料によっては正確な材質表示ができない場合があります。基準が明確になるまでは、現時点は SHOULD 項目とすることを提案します。もし、MUST 項目ならば、材質表示の基準を先に規定していただく必要があると考えます。	
5	4-1-1 省資源と資源循環 (4)製品設計チェックリスト 別表1 M5、M6、M8、M9	「M6」の解説欄では、『なお、本項目で・・・(略)・・・リサイクル工程で分解するまでを指す。』の1文がありますが、「パネルモジュールの分解」を必ず行っているのかどうかを含めた、全リサイクルプラントの工程で統一された『分解レベル』の基準を明示して、申請事業者毎に『分解レベル』の解釈が異なるように配慮した記載しておくべきと考えます。 また、「M5」、「M8」および「M9」においては、解説の書き方から『分解レベル』が「M6」とは異なると考えられますが、これらも『分解レベル』の基準が曖昧で、申請事業者毎に解釈が異なってしまうと考えられます。特に「M5」では解釈によって、ねじ本数の計数にも大きな差が生じてしまいますので、『分解レベル』の明確な基準の記載をしておく必要があると考えます。	以下のように分解レベルを基準書に記載することとします。 「分解レベルは家電リサイクル法に従うリサイクルプラントで一般的に分解されるレベルを指す。すなわち、筐体部品、シャーシの取り外し、および筐体またはシャーシからのパネルモジュール・電子部品・基板・HDD・光学ディスクドライブ等の機器の取り外しまでを指し、HDD や光学ディスクドライブ内部の分解、基板に取り付けられた部品の分解、または電子部品内部の分解等を指すものではない。」
6	4-1-1 省資源と資源循環 (4)製品設計チェックリスト 別表1 M10	対象が「機器全体」となっていますが、要求本文では背面カバーの取り外しに限定したものですので、「筐体部品」を対象とすることを提案します。	ご指摘の通り、一致していないため修正します。
7	4-1-1 省資源と資源循環 (4)製品設計チェックリスト 別表1 S7	「嵌合」の定義がありません。マイナスドライバー等の工具を用いないと分離しにくいようにはめ込んでいるところを示すと思われませんが曖昧なため、具体的な例示をすべきと考えます。	「嵌合」とは、部品点数の削減、あるいは組み立て作業の工数低減などの目的で、ねじを使わずに金属またはプラスチック部品を結合する方法で、通常マイナスドライバーなどを差し込んでこじることによって2つの部品を分離します。 具体的な例としては、「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」等を参考にしてください。
8	4-1-1 省資源と資源循環 (4)製品設計チェックリスト 別表1 S7	「嵌合」マークは推奨サイズも大きいことから、デザイン上、ユーザーから目立つ位置には表示しにくい場合があります。また、ISO で規定されていないため、外部調達の部品モジュールではマーク表示されないものもありますので、これらの除外項目を設けることを提案します。	原案では「ただし、重さ 25g 未満のプラスチック部品または平らな部分の面積が 200mm <sup>2</sup> 未満の部品、または表示が困難なプラスチック部品への表示はこの限りではない。」として除外条件を示しています。ご指摘のデザイン上の理由は判断が難しい点がありますので、原案通りとします。 なお、本項目は、Should 項目(実現が望ましい項目)とし、推奨する項目としています。
9	4-1-1 省資源と資源循環 (4)製品設計チェックリスト 別表1 S11	家電製品協会の「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」によると、難燃剤含有なしの表示に関して、「本来難燃剤が含有されている可能性が高いプラスチック部品で」という前提条件がついています。また、製品のデザイン上相応しくない場合も除外されていますので、ガイドラインに沿った条件とすることを提案します。 なお、選択肢の『難燃剤を使用しているプラスチックの使用なし』は、要求項目に対して矛盾したものになっていますので訂正が必要です。	ご意見に基づき修正します。また、選択肢についても要求事項と一致していないため、修正します。
10	4-1-1 省資源と資源循環 (4)製品設計チェックリスト 別表1 S13	家電製品協会の「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」によると、金属材料表示に関して、「塗装等により材料判別が困難な部品」への表示が求められているのに加え、プレス品については、「冷蔵庫の食品トレイなどのように、経時変化により初期の表面の色、光沢等で判別が困難になることが予想されるもの」と限定されています。 リサイクルの観点からは上記ガイドラインよりも基準を厳しくする合理的な理由は無いと考えますので、「ガイドラインに沿った表示がなされていること」とすることを提案します。 あるいは、選択肢の中に「ガイドラインに沿って材料表示を行うべき金属部品無し」を追加すること	リサイクル工程で材料を識別することが難しいと予想される部品のみ限定するように、修正します。

No.	意見箇所	意見内容	回答
		を提案します。	
11	4-1-2 地球温暖化の防止 (9)電源スイッチ	電源スイッチの定義を明確にすることを希望します(電源オフ状態で、リモコン動作、EPG動作、HDD/BD等の録画が作動してもよいか)。	この電源スイッチは一次電源をきるものを指していませんが、ご指摘の通り、本体の電源スイッチをオフにしても、EPGやHDD/BD録画など様々な機能の作動有無があり、各社でオフ時の設定に違いがあります。 本項目の本体電源スイッチは、スイッチオフにすることで、主機能である画面表示・音声出力が非稼働となるものを指します。
12	4-1-2 地球温暖化の防止 (10)リモコン待機時の消費電力(セパレート型TV)	基準では「リモコン待機時の消費電力は、0.3W以下であること。なお、チューナーセパレートタイプについては、リモコン待機時の消費電力は、構成するそれぞれの機器が0.3W以下であること。」とありますが、上記背景にて使用者の利便性の確保を優先するためWiFi待機を保っていることで0.3W以下が達成できない一方、リモコンもしくはチューナー部のスイッチ等の何らかの手段でWiFi機能をオフし0.3W以下を実現する待機状態を選択可能であればセパレート型の利便性とエコマーク基準の両立が可能となります。 <背景> 昨今、チューナー部(チューナー付きHDDレコーダー含む)とモニター部がWiFiにて繋がるセパレート型のTVが発売されています。このタイプの商品は、使用者がモニター部の電源を入れた時に直ぐに視聴できるよう、チューナー部が常にWiFi接続を待っている状態(以降、WiFi待機)を保つ必要があります。このWiFi待機状態は現在の技術では0.3W以下を実現することが困難と思われま	リモコンを用いてWiFi接続を切断でき、カタログ等にてその消費電力値を表示するのであれば、リモコン待機時として認められます。
13	4-1-2 地球温暖化の防止 (11)節電機能	1. 地球温暖化項目のうち、下記機能につきましては出荷モードと限定すべきではなく、出荷モード、選択モード関係なく、製造者が設定できるようにすべきはないでしょうか 現在の基準書(案)では出荷モードに限定するとの明記はありませんが。 (出荷モードに限定された場合、消費者が故障と間違えてクレームがくる可能性があります) 必須機能1: 照度センサー対応 必須機能2: 非操作時のPower off機能 必須機能3: No signal時のPower off機能 選択機能中: 消費電力ラベル表示	ご指摘の通り、「無操作電源オフ機能(非操作時のPower off機能)」および「消費電力レベル表示」は、消費者のクレームにつながる可能性があるため機能を有することを評価対象とし、工場出荷時設定は定義しませんでした。 一方、「自動輝度調節機能(照度センサー対応)」および「無信号電源オフ機能(No signal時のPower off機能)」は、工場出荷時の設定がオンになっていたとしても消費者が故障として誤認する可能性は低く、工場出荷時に設定されていない場合には、消費者が本機能を有することを認識しない(設定しない)ままテレビを視聴し、節電機能が活かされない可能性がありますので、原案通りとします。
14	5. 配慮事項 (2)紛争鉱物	任意項目として認定要件ではないが、付属書に対応状況を記載することの要求はとりきざしていただきたい。 理由: ①エコマーク認定基準に該当しない。有害物質ではなく、調達元の話であること。 ②1502条の採択はされているが、実施細則の決定までにまだ紆余曲折が想定されること。 ③電気電子業界としてJEITAでは、統一的な調査方法の検討途上段階であること。 つまり、②と③の状況でまだ、全体像、具体的な対応は未定。	ご指摘の通り、紛争鉱物については環境的側面よりも企業の社会的責任に係わる項目です。しかし、エコマークで省エネを推進するあまり、社会問題としての紛争鉱物の問題が助長される恐れがないように誘導していく観点から、基準案では配慮事項としました。現時点においてはガイドライン等が確定できていない部分もありますが、今後は徐々にその取り組みが進んでいくものと考えられます。従って、原案通りとします。 なお、認定基準については、基準制定後も社会状況をみながら定期的に見直すこととしています。

意見総数：14 / 意見者：4